

■シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」

法務総合研究所は、平成29年2月28日、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、大阪中之島合同庁舎2階国際会議場において、シンポジウム「ラオス民法典と実務上の課題」を開催しました。

本シンポジウムは、法務省及びJICAの支援により今秋にもラオス新民法典が成立見込みであることや、これによりラオスの投資環境が整備されつつあることなどを、ラオス進出を考えている日系企業の方々等に知っていただくとともに、外国企業に更なるラオス進出を促すためには、今後どのような法整備等が必要となるのかをラオス側に認識していただくことなどを目的として開催しました。



【駐日ラオス大使の基調講演（国際会議室）】

本シンポジウムには、ヴィロード・スンダーラー駐日ラオス大使にもご出席いただき、「ラオス新民法典制定の意義」について基調講演をいただきました。



【パネルディスカッション（同上）】

また、ラオス民法典起草メンバーであるナロンリット・ノラシン氏及びソムサック・タイブンラック氏並びに東南アジア地域での取引への関与経験が豊富な江口拓也弁護士及び

山口大介弁護士をパネリストとして、また、ラオス新民法典起草に深く関与された松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授をモデレーターとして、パネルディスカッションを実施しました。江口弁護士及び山口弁護士からは、東南アジア地域において民法上の問題が生じた取引事例を紹介していただき、同様の事例がラオスで起きた場合に新民法典を適用するとどのような結果になるのかなどについて、パネリスト間で議論するなどしました。

本シンポジウムは、日系企業関係者等約100名の方々に参加いただき、盛況に終えることができました。